

米子市監査委員告示第 3 号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和 2 年米子市監査委員規程第 1 号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 11 日

米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 植 田 昭
米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

- （1）環境政策課
- （2）秘書広報課
- （3）地域振興課

3 監査対象の概要

- （1）環境政策課の課及び担当の配置は別図 1 のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。
 - ア 環境保全の総合企画調整に関すること。
 - イ 環境意識の普及啓発に関すること。
 - ウ 自然保護に関すること。
 - エ 地球温暖化防止対策に関すること（都市整備部建築相談課の所掌に属する事項を除く。）。
 - オ 自然エネルギーに関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。
 - カ 米子水鳥公園に関すること。
 - キ ラムサール条約登録湿地の保全及び賢明利用に関すること。
 - ク 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11

年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号。以下「県事務処理特例条例事務範囲規則」という。）で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）の規定に基づく事務に関すること。

ケ 公害防止施策の総合的推進に関すること。

コ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）の規定に基づく事務に関すること。

サ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定に基づく事務に関すること。

シ 振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定に基づく事務に関すること。

ス 環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく環境基準の地域類型の指定に関すること。

セ 水質保全対策に関すること。

ソ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく事務に関すること。

タ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の規定に基づく事務に関すること。

チ 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）の規定に基づく事務に関すること。

ツ 米子市水道事業管理者に対する事務の委任に関する規則（平成17年米子市規則第13号）第2条の規定により水道事業管理者に委任した事務（専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）に係る水道事業管理者との連絡及び調整に関すること。

また、令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年11月末日現在）は、別表1のとおりであった。

（2）秘書広報課の課及び担当の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 市長及び副市長の秘書に関すること。

イ 市長会に関すること。

ウ 市長の資産等の公開に関すること。

- エ 広報に関すること。
- オ 広聴に関すること。
- カ シティプロモーションに関すること。
- キ 市政記者室に関すること。

また、令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年11月末日現在）は、別表2のとおりであった。

- (3) 地域振興課の課及び担当の配置は別図3のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- ア 住民組織に関すること。
- イ 地縁による団体に関すること。
- ウ まちづくり運動に関すること。
- エ コミュニティ施設の整備に要する費用の助成に関すること。
- オ 市政への市民参画の推進及び市民との協働による市政運営の推進に関すること。
- カ 公民館に関すること。
- キ 交通安全施策の総合的推進に関すること。

また、令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年11月末日現在）は、別表3のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和6年4月1日から令和6年11月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和7年1月28日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所にて述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 環境政策課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(ウ) 収入に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 使用料及び手数料においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 国庫支出金においては、補助金交付決定通知書を受領した際、財政課長に協議していないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 県支出金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(サ) 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(シ) 釣銭資金の管理事務については、適正に処理されていた。

イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務については、環境政策課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、適正に処理されていた。

ウ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。

(2) 秘書広報課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 出張復命書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 出張復命書を提出していないものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 出張復命書の提出が遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 県支出金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 交際費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(3) 地域振興課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

- a 旅行命令（依頼）書の決裁日が出張後の年月日となっているものがあつたので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- b 支出科目を誤っているものがあつたので、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- c 出張復命書を作成していないものがあつたので、米子市職員服務規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- d 出張復命書の提出を遅延しているものがあつたので、米子市職員服務規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- e 市内旅費において支給金額を誤っているものがあつたので、米子市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであつた。

- a 使用料及び手数料においては、次の不適切な処理があつた。
 - (a) 行政財産使用許可の手続きをしないで使用料を徴収しているものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
 - (b) 行政財産使用料の額の算定が誤っているものがあつたので、米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
 - (c) 正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
 - (d) 調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
 - (e) 納入期限を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- b 国庫支出金においては、適正に処理されていた。
- c 県支出金においては、次の不適切な処理があつた。
 - (a) 調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定

に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 調定をしていないものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 諸収入においては、納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 委託料に関する支出事務については、支出負担行為をしていないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ケ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(サ) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(シ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、次の不適切な処理があった。

a 補助金交付申請の提出日が交付要綱で定められた要件を満たしていないものがあったので、米子市自主防災組織育成補助金交付要綱（令和3年4月1日施行）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 実績報告書の提出日が交付要綱で定められた要件を満たしていないものがあったので、米子市自主防災組織育成補助金交付要綱の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 公有財産の管理事務

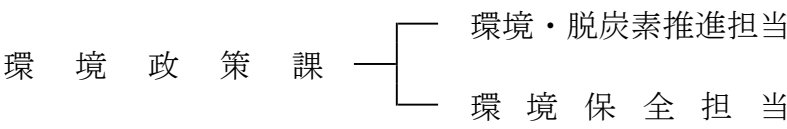
(ア) 公有財産台帳の整備事務については、地域振興課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合していないものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 行政財産使用許可に関する事務については、行政財産使用許可書の内容に誤りがあるものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 物品の管理事務

- (ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。

別 図 1 組織図（環境政策課）



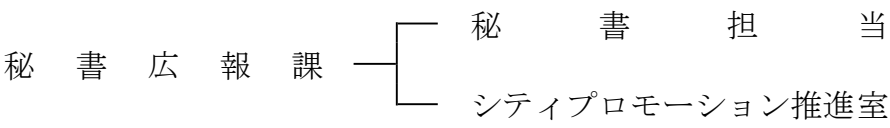
別 表 1（環境政策課）

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年11月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B － C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
総 務 使 用 料	8,000	9,262	7,582	1,680	94.8	81.9
総 務 手 数 料	0	240	240	0	－	100.0
衛 生 手 数 料	3,102,000	2,367,870	2,367,870	0	76.3	100.0
総務費国庫補助金	334,468,000	334,468,000	0	334,468,000	0.0	0.0
総 務 費 県 補 助 金	1,800,000	1,800,000	0	1,800,000	0.0	0.0
衛 生 費 県 補 助 金	692,000	634,153	34,153	600,000	4.9	5.4
下水道事業会計繰入金	38,936,000	0	0	0	0.0	－
合 計	379,006,000	339,279,525	2,409,845	336,869,680	0.6	0.7

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A－C 予 算 残 額	C／A	C／B
環 境 対 策 費	350,735,660	330,929,222	10,050,959	340,684,701	2.9	3.0
水 鳥 公 園 費	60,847,340	59,471,281	45,968,431	14,878,909	75.5	77.3
予 防 費	2,102,000	604,767	545,507	1,556,493	26.0	90.2
合 計	413,685,000	391,005,270	56,564,897	357,120,103	13.7	14.5

別 図 2 組織図（秘書広報課）



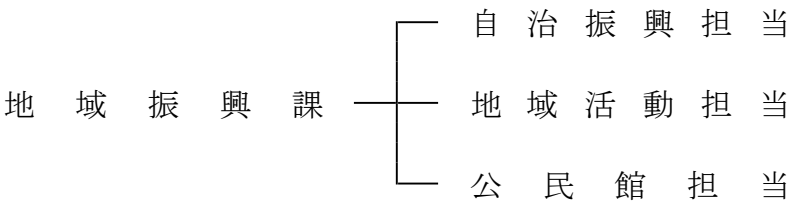
別 表 2（秘書広報課）

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年11月末日現在）

歳 入			(単位：円・パーセント)			
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B ー C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
総 務 費 委 託 金	6,051,000	6,051,301	6,051,301	0	100.0	100.0
雑 入	2,031,000	2,966,671	2,966,671	0	146.1	100.0
合 計	8,082,000	9,017,972	9,017,972	0	111.6	100.0

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A ー C 予 算 残 額	C／A	C／B
一 般 管 理 費	9,815,850	8,423,662	8,146,630	1,669,220	83.0	96.7
広 報 費	54,779,000	48,239,405	29,524,646	25,254,354	53.9	61.2
合 計	64,594,850	56,663,067	37,671,276	26,923,574	58.3	66.5

別 図 3 組織図（地域振興課）



別 表 3（地域振興課）

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年11月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B ー C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
教 育 使 用 料	1,488,000	1,183,111	1,100,251	82,860	73.9	93.0
総 務 手 数 料	2,000	4,900	4,900	0	245.0	100.0
総務費国庫補助金	25,500,000	25,500,000	0	25,500,000	0.0	0.0
総務費県補助金	2,121,000	137,000	137,000	0	6.5	100.0
雑 入	9,738,000	394,116	378,201	15,915	3.9	96.0
教 育 債	50,500,000	0	0	0	0.0	—
合 計	89,349,000	27,219,127	1,620,352	25,598,775	1.8	6.0

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A ー C 予 算 残 額	C／A	C／B
一 般 管 理 費	6,579,000	5,015,057	4,709,862	1,869,138	71.6	93.9
企 画 費	25,439,000	82,539	82,539	25,356,461	0.3	100.0
交通安全対策費	5,055,000	1,810,792	1,770,792	3,284,208	35.0	97.8
諸 費	67,705,000	40,494,830	35,555,675	32,149,325	52.5	87.8
公 民 館 費	468,073,000	328,134,792	298,847,611	169,225,389	63.8	91.1
合 計	572,851,000	375,538,010	340,966,479	231,884,521	59.5	90.8